

# あじくり通信



〒103-0021 東京都中央区  
日本橋本石町4-5-5 日本橋藤ビル 4階  
Tel 03-3527-9833 Fax 03-3527-9844  
<https://asia-creation.org/>

## 技能実習生の新規入国について

政府は「水際対策強化に係る新たな措置（19）」を示し、11月8日から実習生の新規入国を条件付きで認めました。その後、新しい変異株（オミクロン株）の世界的な感染拡大が懸念されるなか、11月30日より当面、全世界を対象に外国人の新規入国を原則停止しました。**以下の入国措置も当面停止となります。最新情報は関係省庁のHPなどでご確認ください。**（記事は11月29日時点の情報です）

### 技能実習生の新規入国条件

技能実習生は、新規入国者数が多いと見込まれるため、**一定の条件の下で人数を絞りつつ段階的に入国**できるようになりました。

以下の条件を満たしたうえで、在留資格認定証明書の交付時期が早い者から順に申請できます。

❖実習実施者（受入企業）から業所管省庁に「**水際対策強化に係る新たな措置（19）に基づく入国等に関する申請書等（誓約書、活動計画書を含む）**」を提出し、事前の審査を受ける。

❖実習実施者が**一般監理団体の実習監理を受けている**。※当組合は一般監理団体です。

❖実習実施者と一般監理団体が**過去3年間、技能実習法に基づく行政処分等を受けていない**。

### 入国後は原則14日間待機

**技能実習生は、入国後14日間、自宅**

**などでの待機が原則**です。ただし、指定の新型コロナワクチン接種済みの場合、10日目以降の検査で陰性ならば待機期間を短縮できます。

なお、待機期間中の待機施設の確保や毎日の入国者の健康確認等について、監理団体に委託できます。

### 入国は少しずつ順番に

日本人も含めた**1日の入国者数には一定の制限が設けられています**。また、早く在留資格を得た人から段階的に入国を認めていくことになるので、今から申請しても入国は先になります。

### 最新情報



水際対策に係る新たな措置（厚労省）



国際的な人の往来再開に向けた段階的措置（外務省）

組合のロゴマークを  
リニューアルしました！



Asia Creation  
アジアクリエーション協同組合

当組合の新しいブランドロゴが決まりました。デザインは、「A」「C」「人」がモチーフです。**アジアクリエーション協同組合が、人材を通して、組合員企業様と「人材」の未来や将来を創造させることを表現しています。**

安心感・信頼感・清潔感・シンプル・スタイリッシュ・サポート・つながり・成長・発展・右肩上がり・明るい未来……議論を重ねて完成したロゴには、組合スタッフのさまざまな想いが込められています。

スタッフ一同、気持ちを新たに、日々の仕事に取り組んでまいります。

車座になって……  
「特定技能」の新生活スタート！



株式会社大新興様様のベトナム人技能実習生3名は、今年の2月に3号技能実習を無事満了。その後6か月の特定活動を経て、9月から特定技能外国人として新たなスタートを切りました。

**当組合は、特定技能の登録支援機関としてさまざまな支援を受託しています。**この日は支援の一環として「生活オリエンテーション」を行いました。

外国人が十分に理解できる言語で行うので、当組合の通訳が3人に日本での生活に必要な制度やルールをていねいに説明しました。

## インフルエンザ予防のために

インフルエンザ流行の季節になりました。昨年の流行は比較的少なかったですが、今年の流行も少ないとはいえません。**国境が開けば、インフルエンザが流行する可能性も十分にあります。**

厚生労働省は、今年のインフルエンザワクチンの積極的な接種を奨めています。

### ワクチン接種は、新型コロナと

#### インフルエンザで2週間以上あける

厚生労働省は、新型コロナワクチンとその他のワクチンとは、互いに片方のワクチンを受けてから2週間以上の間隔をあけて接種することを原則としています。

たとえば、11月5日に新型コロナウイ

ルスワクチンを接種したら、2週間後の11月19日以降からインフルエンザワクチンを接種できます。

### 基本的な予防法は新型コロナと同じ

新型コロナウイルス感染症もインフルエンザも、主な感染経路は同じです。

❖咳・くしゃみ・つばなどを鼻や口から吸い込む

❖ウイルスが付いた手で口や鼻、目をさわる

こまめな手洗い、マスクの着用、密を避けるなど、**基本的な予防法はどちらのウイルスも共通です。**

この冬も油断せず、基本的な予防を心がけて健康を守りましょう。